

能代市地方就職学生支援金交付申請書兼請求書

年 月 日

能代市長 様

能代市地方就職学生支援金の交付を受けたいので、能代市地方就職学生支援金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。また、交付決定を受けた場合は、その決定額を請求します。
 ※この申請書は、能代市において交付決定した後は、交付決定日をもって請求日とし、同支援金の交付請求書として取り扱います。

1 申請者欄

フリガナ			生年月日	
氏名	(印)		年 月 日	
住所	〒		電話番号	
メールアドレス				
在学大学・学部				

2 就職活動訪問先

訪問先	企業名			
	所在地			
面接・試験日		年	月	日
内定日		年	月	日

3 移動経路（往復）

日付	交通機関の名称	出発地	到着地	費用
		(バス停名・駅名・空港名など)		

4 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

裏面1「能代市地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
裏面2「能代市地方就職学生支援金交付事務に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
転入日から5年以上継続して、能代市に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、地方就職学生支援金の支給対象となりません。

5 支援金振込先 ※交付決定の場合

金融機関名		店名	
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 ・ <input type="checkbox"/> 当座	フリガナ	
口座番号		口座名義	

【市記入欄】	管理コード		
交付決定日（請求日）	年 月 日	交付決定額（請求額）	円

1 能代市地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項

- 【1】 能代市地方就職学生支援金交付要綱第10条に基づく報告及び立入調査について、市から求められた場合にはそれに応じます。
- 【2】 同交付要綱第11条に基づき、以下の場合に、地方就職学生支援金の全額（（7）にあっては半額）を返還します。
- （1）地方就職学生支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
 - （2）【1】に規定する報告等を求められた場合において、正当な理由がないにもかかわらず、その対応を行わない場合
 - （3）地方就職学生支援金の申請日から1年以内に地方就職学生支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合
 - （4）地方就職学生支援金の申請日から1年以内に本市に転入しなかった場合
（ただし、申請時に既に能代市に住民票がある場合を除く。）
 - （5）地方就職学生支援金の要件を満たす職を就業から1年以内に辞した場合
（ただし、退職日から3月以内に秋田県内の別の企業に就業する場合を除く。）
 - （6）転入日から3年未満の間に本市以外の市区町村に転出した場合
 - （7）転入日から3年以上5年未満に本市以外の市区町村に転出した場合

2 能代市地方就職学生支援金交付事務に係る個人情報の取扱い（同意事項）

- 【1】 秋田県と県内市町村が共同で実施する地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために市が利用すること。
- 【2】 市が、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があること。
- 【3】 適正な執行に必要な範囲内で、申請者の住民基本台帳の情報を市が取得すること。

申請者名
